

ミニ DX 化支援業務 機密保持基準

1 本学及び支援を行う学生の機密保持について

本業務の実施に関して、実施体制に属する本学の教職員及び学生は、支援対象企業等の事業に係る機密情報(個人情報等の機微情報を含む)の取扱いについて、以下を遵守しなければならない。

ア 機密情報の本業務以外の目的での利用の禁止

イ 機密情報の第三者への提供及び公開の禁止

ウ 機密情報の棄損の禁止

2 機密保持契約について

復興創生支援センターは、支援対象企業等が求める場合等、必要に応じて支援対象企業等との間で機密保持契約(NDA)を締結する。なお、学生の守秘義務については、復興創生支援センターが学生との間で覚書を締結する。

3 本業務での機密情報の取扱い範囲について

本業務の遂行のため、支援対象企業等の機密情報を含む各種情報については以下の範囲で取扱われるものとする。

- (1) 支援対象企業等及び本学内での学生及び指導教官によるデータ分析作業、システム設計・プログラム作成、検証作業(システム・プログラムのデバッグを含む)
- (2) 支援対象企業等及び本学へ提出する報告書類の作成

4 機密情報の保存及び廃棄

本学が支援対象企業等から入手した機密情報については、後述する報告書類を除き、本業務の各案件が終了次第(最終報告書の提出から概ね 1 か月以内を目安に)、適宜廃棄する。その他、支援対象企業等の求めがある場合は、本学と適宜協議の上、遅滞なく廃棄する。

報告書類については、本学での事業実施の証跡として概ね 5 年間、施錠管理の上、安全に保管する。